

管理 No.	G005
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署: 子ども未来部保育所・幼稚園課
(民間施設係 / 内線: 3745)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	家庭的保育事業等の設置認可	
処分権者	奈良市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
	根拠規定条項	第34条の15第2項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童福祉法 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号) 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第36号) 奈良市家庭的保育事業等設置認可等要綱(平成27年告示第193号) 奈良市家庭的保育事業等設置認可等に関する要領(平成27年3月31日子ども未来部長専決)
	基準規定条項	法第34条の15第3項・規則第36条の36第1項第2項・条例全条文・要綱第3条、第4条・要領第2条、第3条
	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市家庭的保育事業等設置認可等要綱 児童福祉法及び児童福祉法施行規則及び奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定めるものほか、家庭的保育事業等の認可申請及び届出の手續等について定めている。 第3条 法第34条の15第2項の規定により、家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、家庭的保育事業等設置認可申請書に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。市長は、申請書の審査に当たり、必要に応じて、認可申請を行った者に対し、直接に説明、報告等を求めることができる。ほか ・奈良市家庭的保育事業等設置認可等に関する要領 奈良市家庭的保育事業等設置認可等要綱の規定に基づき、家庭的保育事業等の設置認可等に関し、様式、必要な事項を定めている。
標準処理期間 (経由機関の日数)	事実関係の認定に難易差があり設定が困難のため、標準処理期間未設定。	
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	